

豊田市農業委員会議事録

令和3年4月28日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年4月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室4に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (14名)

1番 鈴木喜一郎	2番 築山 正樹	3番 西山弥太郎
4番 石川 幸子	_____	_____
7番 杉浦 俊雄	8番 土方 和子	9番 梅村 逸次
10番 水野 省治	_____	_____
13番 加知 満	14番 伊藤喜代司	15番 伊藤 政和
_____	17番 林 如実	18番 杉田 雅子
19番 横条 鈞		

< 欠席委員 > (5名)

5番 為井 裕	6番 近藤 和人	11番 梅村 貢司
12番 中島 匡代	16番 浅見富士男	

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	担当長 加藤 泰平	主査 鈴木 彩
主査 白川 佳宏	主事 生田 卓哉	

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、6番、近藤和人委員、11番、梅村貢司委員、12番、中島匡代委員、16番、浅見富士男委員、以上5名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

18番、杉田雅子委員、2番、築山正樹委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第25号から第29号までの審議案件5件とその他報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」。

25番、下林町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

26番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

27番、平井町の件。

担当推進委員の柘植委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

28番、豊栄町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

29番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

30番、四郷町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

31番、四郷町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

32番、永野町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

33番、花沢町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第25号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第25号は承認決定されました。

令和3年議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

11番、御幸町の件、造成協力地（一時転用）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

12番、前林町の件、農業用倉庫敷地増しです。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

続きまして、13番、若林西町の件、自己用住宅（敷地増し）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

お願いします。

杉浦委員： 12番、13番、両件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

14番、豊松町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できます。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 本件、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

（会場声なし）

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第26号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第26号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

80番、今町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるです。

続きまして、81番、下林町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるです。

続きまして、82番、河合町の件、仮設現場事務所・駐車場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用です。

続きまして、83番、高原町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の医療用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。なお、以降同基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できます。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、84番、琴平町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できます。

続きまして、85番、琴平町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できます。

続きまして、86番、矢並町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に鞍ヶ池スマートインターチェンジが存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

お願いします。

築山委員： 3件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、87番、幸町の件、宅地造成（地区計画）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、88番、本町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できます。

続きまして、89番、上丘町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

続きまして、90番、堤本町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

続きまして、91番、堤本町の件、流通業務施設です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、流通業務施設として国道、または県道の沿線区域に設置されるものです。

続きまして、92番、若林西町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

お願いします。

杉浦委員： 88番から92番まで計5件ですけれども、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、93番、花園町の件、工場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

続きまして、94番、駒新町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できます。

続きまして、95番、中田町の件、自己用住宅（離れ）です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅、その他、申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。

続きまして、96番、駒場町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるです。

お願いします。

土方委員： 93、94、95、96、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、97番、井上町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、98番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるです。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、99番、大蔵町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるです。

続きまして、100番、大蔵町の件、農家住宅（農業用倉庫・車庫）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、101番、稲武町の件、アウトドア施設（バーベキュー場・キ

キャンプ場)です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転業事業の目的を達成することができるものを除き、許可できます。

お願いします。

杉田委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、102番、大清水町の件、店舗です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できます。

お願いします。

横糸委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第27号で上程されました24件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第27号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
4番、小坂町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ
いております。

5番、上郷町の件。

担当推進委員の山田委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ
いております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第28号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いし
ます。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第28号は承認決定されました。
令和3年議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計
画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権の設定のうち令和3年5月1日から貸借期

間が開始されるものです。

資料は2種類あります。

別紙議案第29号資料①は、利用権の総括表になります。議案第29号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

本来は、一筆一筆について御審議いただくところですが、数が多いため、別紙議案第29号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

貸借の始まりは、いずれも令和3年5月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

貸出しの種類は4種類あり、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家ではない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。さらに、農地中間管理機構を通じて利用権を設定する転貸があります。

転貸の中でも出し手と受け手が決まっており、農用地利用集積計画のみで機構への借入れ、転貸が可能な一括方式と、出し手のみが決まっており、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要な一括方式ではないものがあります。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、169筆、18万8,525平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第29号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 29 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案 12 ページ及び別紙配付資料 7 ページ、8 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断したことを御報告いたします。

続いて、議案 13 ページを御覧ください。

報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について。

44 番、荒井町の案件から、17 ページを御覧ください、61 番、鴛鴨町の案件までの 18 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを御報告いたします。

続いて、議案 18 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

9 番、横山町、自己用住宅の案件から、19 ページを御覧ください、16 番、若林東町、共同住宅の案件までの 8 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを御報告いたします。

続いて、議案 20 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

41 番、浄水町、共同住宅の案件から、25 ページを御覧ください、61 番、平戸橋町、建売住宅までの 21 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを御報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 29 分)

議事録署名者

_____ 印

_____ 印